

## 三次市土地改良区農村環境保全事業補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この告示はため池の維持管理活動及び農村の環境を守る地域ぐるみの共同活動を直接支援することにより、農村地域の農地・水・環境の良好な環境保全の確立及び質的向上並びに地域間格差の是正を図ることを目的とする。

### (補助事業対象地域)

第2条 補助事業対象地域は、ため池の維持管理活動にあつては、中山間地域等直接支払事業又は多面的機能支払事業により交付金を受けている地域を除外した地域、地域ぐるみの共同活動にあつては、農用地区域外地域において、前条の目的を達成する地域とする。

### (補助対象事業)

第3条 補助対象事業は、事業対象地域において取り組む組織（以下「活動組織」という。）が行う次に掲げる事業とする。

- (1) ため池の維持管理
- (2) その他地域環境の向上を図ることを目的とした共同活動

### (補助事業実施期間)

第4条 補助事業実施期間は、平成29年度から平成31年度までの3年間とする。

### (補助金の額等)

第5条 補助金は、1活動組織につき一会計年度において別表に示す作業単価から得られた経費で予算の範囲内とし、その額に千円未満の端数が生じたときは切り捨てるものとする。

### (事業の実施手続)

第6条 事業を実施しようとする活動組織は、三次市土地改良区農村環境保全事業要望書（様式第1号）により、次の書類を添えて理事長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 位置図
- (3) 現況写真
- (4) 活動組織の構成員名簿
- (5) 前各号に掲げるもののほか、理事長が必要と認める書類

2 理事長は、前項の規定による要望書を受理したときは、要望内容について調査し、  
適当と認めたときは、活動組織に通知しなければならない。

(補助金の交付申請)

第7条 活動組織は、本事業に着手する前に、三次市土地改良区農村環境保全事業補助金交付申請書(様式第3号)を理事長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定通知)

第8条 理事長は、前条の申請により補助金を決定したときは、活動組織に対し三次市土地改良区農村環境保全事業補助金交付決定通知書(様式第4号)により通知するものとする。

2 理事長は、前項の規定による補助金交付の決定をするときは、補助金の目的を達成するために必要な条件を付することができる。

(補助金の交付申請の変更)

第9条 補助金の交付決定通知を受けた活動組織が、決定後に事業費又は事業内容を変更しようとするときは、遅滞なく、三次市土地改良区農村環境保全事業補助金交付変更承認申請書(様式第5号)を理事長に提出し、承認を受けなければならない。

2 理事長は、前項の規定による申請書を受理したときは、これを審査のうえ、適当と認めるものについては、三次市土地改良区農村環境保全事業補助金交付変更決定通知書(様式第6号)により通知する。

(実績報告)

第10条 活動組織は、補助事業が完了したときは三次市土地改良区農村環境保全事業補助金実績報告書(様式第7号)に次に掲げる書類を添えて理事長に提出しなければならない。

(1) 事業実施実績書(様式第8号)

(2) 事業の実施状況が確認できる写真

(3) 請求書(様式第9号)

(4) 前3号に掲げるもののほか、理事長が必要と認める書類

(補助金の交付)

第11条 理事長は、前条に規定する実績報告書を審査した結果、内容が適切であると認めたときは、活動組織に補助金を交付する。

(補助金の交付の取消し)

第12条 理事長は、補助金の交付を受けた活動組織が次のいずれかに該当するとき  
は、補助金の交付決定を取り消し、又は交付した補助金の全部若しくは一部を返還  
させることができる。

(1) 不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。

(2) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

2 理事長は、前項の規定により補助金の全部又は一部の交付の決定を取り消した場  
合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて返還を命ずること  
ができる。

(その他)

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成19年10月1日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、平成32年3月31日限り、その効力を失う。

附 則 (平成21年告示第42号)

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年5月28日告示第122号)

この告示は、平成24年5月28日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則 (平成27年2月9日告示第19号)

この告示は、平成27年2月9日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

この改正告示は、平成29年4月21日から施行し、平成29年4月1日から適用  
する。

別表（第5条関係）

作業項目	単位当たりの作業単価
草刈り（ため池）	20円/㎡
農地維持活動 共同による1ヘクタール以上の団地を対象とした農 用地等の点検・草刈り・水路の泥上げ作業	3,000円/10a